

認定臨床医の生涯教育及び資格更新に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、認定臨床医制度に関する規則第5条に基づき、認定臨床医の生涯教育及び資格更新について定めるものである。

(生涯教育基準)

第2条 認定臨床医の資格更新に係わる生涯教育基準は、本条第2項に定めるところにより5年間に200単位を履修するものとする。

2 単位の履修及び要件は、次のとおりとする。

(1) 履修大項目は学会参加、教育研修講演等受講、論文、学会発表等とする。

(2) 大項目に定める項目及び単位は、別に定める。(別表)

(3) 本医学会年次学術集会、秋季学術集会、地方会学術集会いずれかの参加による単位を必須とする。

3 10年以上の認定臨床医歴を有し、かつ65歳以上で、更新した者もしくは理事会で推薦および承認のあったものにあつては、本条第2項の定める単位の履修等を免除し、70歳となる年度の4月1日を起点として認定臨床医(終身)とする。

4 60歳以上で認定臨床医を取得した者にあつては、2回更新後に認定臨床医(終身)とする。

5 前項3の理事会で推薦および承認のあったものとは、更新の時点で、60歳以上でかつ会員歴20年以上のものを基準とする。

(生涯教育研修)

第3条 生涯教育研修は、次のとおりとする。

(1) 本医学会学術集会会長が主催する研修

(2) 地方会組織が主催する研修

(3) 教育委員会が企画する研修

2 生涯教育研修の講習内容や手続き等は、別に定める。

(資格更新)

第4条 認定臨床医の資格更新は、5年毎に行う。

2 最初の資格更新の期間は、認定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。

3 資格更新手続きは、別に定める。

附 則

本内規は、平成15年6月18日より施行する。

第2条及び第4条の規定は、平成16年4月1日以降の更新より適用する。

平成18年9月30日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

平成19年1月27日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

第2条第2項(3)は、平成24年4月1日以降の更新より適用する。

第2条第3項は、平成25年4月1日以降の更新より適用する。(ただし、移行措置として、平成25年4月1日現在、70歳以上でかつ認定条件を満たす認定臨床医は、この内規に定める認定臨床医(終身)とみなす。)

附 則

本内規は平成30年4月21日より施行する。

本内規は平成31年4月27日より施行する。